（郵遞局認可）　（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千五百五十二號
明治二十年四月二日　土曜日
舊丁亥三月九日　（丁酉）
日出午前五時四十七分　日入午後六時二十一分
月出午後四時四十三分　月入午後一時十一分
滿潮午前十一時三十一分　午後十一時三十一分
（西暦一千八百八十七年）

時事新報

商家の心得　（前號の續）

男あり女なり其店の者を撰んで之を其商店より使用するに當て店主人の最も注意すべきものゝ此店の者どもをして主人と其利害を同ふせざるべからざるとあり從來日本の商店に奉公する店の者ゝ所謂奉公人根性にて仕事に蔭日向の別を立て動もすれば賣り溜めの金を誤魔化さ客に對して横着にして兎角手足と勞することを嫌ひ土瀧の内にある品物ゑてゝ之れを持運ぶの面倒を憚りて或ゝ之を所持せざと嘯り用向きを以て他出すきば得さり賢てし道草を食ひ往時歐米諸國に行はれたる奴隷が主人の鞭撻を恐れて唯其目前を繕ふと相去るゑと遠からず云ふはどの場合なきにゐらざ主人に取りては此上もなき不利益なきとも彼の店れ者等が斯かる根性を養生そるゝ決して偶然の事に非ず從來日本の商店ゑて店の者を使役するの法ゝ農工の二三男、小商人の小悴等商賣見習の名義を以て來て奉公を請ふに任せ唯三度の食事を給し夏冬の仕着一枚づゝに僅かばかりの小遣錢を授與して十二三歳より三十乃至四十までも奉公させ終始神妙に勤續ゑさるものには主人の隨意を以て小商店を開くの資本ゑ貸す位の事ゑ止まり目前直接の奬勵法なきが故に働くも可なり働かざるも亦可なり前途甚だ遙かなる奉公の旅路に於て所謂道草を食ふ者あるゝ亦是非もなき事共なり左れど今此店の者をして奉公人根性ゑ脱して主人と其利害を同ふせざめんとせば時々形ある直接の奬勵法を施さゞる可らず其奬勵法は種々樣々あるべしと雖ども凡そ店の者にゝ金額の多少に拘はらず月給を與へざる可らず聖人君子はいざ知らず通俗の人間ゝ形ある直接の報酬に驅られて働くものなり從來の方を以てすれば店の者ゝ窃に不平の念を抱き我々多年奉公の苦海に漂ふて首尾能く彼岸に達ゑさる所にて店主人が相當の資金を出して我商店を開くの助けを爲せば奉公甲斐もある可しと雖ども無情鄙劣なる主人に至りては店れ者が最早年期明きに近づく頃になれば態と其遊蕩を默許ゑおがら一朝出し抜けに針小の罪を棒大に鳴らして功を一簣に欠かしむるものさへなきゑ非らず或ゝ少しの不行屆に由りて永の暇を裝るも豫め主人の報酬を約して其證書を所持する譯にも非ざれば之と奈何ともする能はずとて自然懶惰に流るゝの趣あり詰る處が主人も店の者も一舉兩損なるが故に目前直接相應の月給を與へて之を奬勵するこそ自他の利益と申もべけれ斯くて月給と與ふるゝ店の者の身分に應じて餘り少なからざるを以て肝要とす從來日本の商店ゑて番頭小僧が賣溜と誤魔化すと以て通例の如く思ひたるは其賞給の餘り少なくして實際立ち行かざるが故なり左れば相應の月給を與へ或は人々日々の賞高と記し置きて其勤惰を徹し人々出精の度に應じて一年二季位に多少に拘はらず利益金を配當そるとともに店の者同士互に相競爭して主人の命を待たずゑ自から勉強もるとも爲ゝん奉公人が主人の利益即ち其身の利益なりと心得て勉強もれば自然其店の賞高に影響して商賣繁昌の基を開く可きは言ふまでもなきことにして其奉公人等に右樣の心を發起せゑむる所のもれゝ唯形ある直接の報酬即ち月給賞與の如きものゝあるのみ、與ふるは取るの術あり吝しむは失ふの媒あり世の店主人たるものは徒ゑ目前れ支出を憚りて一文惜みの百知らずに陷ゑざるの工風專一ある可し

次に店主人が奉公人に對する義務とも申すべきは在店中成る可き丈け都合して居家處世に要用なる教育と受くるの機會を其の奉公人に與ふることあり從來日本の商店にては店のものを待つに概ね奴隷を扱ふの法を以てし朝から晩迄これを追ひ使ふのミにして此店のものに相應の智識と與ふれば當に當人の仕合あるれみあらす無學文盲の人と稍や智見を具へたるものとは其の働きに懸隔あるがもへに主人に取りてもなりと云ふふとを知らざるものゝ如し甚だ歎はしき次第なれば店主人ゝ双方の爲めと謀りて丁稚教育の事と忘る可らず斯く云はゞ人或は不審を起して店のものに教育を授くること固より異存なしと雖ども此店のものにゝ二六時中寸隙あ兄を如何せんと云ふものもあふん畢竟日本の商店は時是ゑ金の確言を重んじず毎日店の開閉の時間を定めて其時間内には活潑に商賣を營み客も其れ時間内に來て物を求むるやうの習慣と養はざるが故に唯べん〳〵と店のもの〳〵時間を潰し去て常に餘裕を與へざるものなれば今後は商賣柄次第都て西洋商店の風を逐て其取引時間を定め其店の者ゑも日々幾干れ時間を給することゑを望まゑなれ或は今後我國にても内外國人内地雜居の時節と爲り外國人の内地に來住して商賣取引を爲すもの日にます〳〵多くる可きに就ては凡そ何の商賣柄に關せず店の者として外國人と共に内外國品と取引するには世界各國通商上に普通ある英語を修練せざる可らずとて其向きの商店にて英語の教師を延きて夜間店の者に英語と教むるなどの思付もあらば今日にても之を實行するに差支おかるべし斯くて店の者が夜間要務れ閑暇に語學其他商家に必要ある學問を修むることゑも爲らば彼等は次第に其方に身を入れ彼の小人閑居して不善を爲すの弊を防ぎ主人の金を誤魔化して窃に花柳街に遊び果ては其身を誤るれ場合を減ずべきが故に店主人たるもれは瑣少の費用を厭はずして業務の餘暇には店の者に勤學の道を與ふるゑと甚だ肝要なるべしと信ずるなり　（畢）

官報

○閣令第七號

北海道鐵道事務所ノ官制ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十年三月三十一日内閣總理大臣伯爵伊藤博文

第一條　北海道鐵道事務所官制

北海道鐵道事務所ハ北海道廳長官ノ管理ニ屬シ官設鐵道ノ建築及ヒ運輸ノ業務ヲ經理ス

第二條　北海道鐵道事務所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長　技術官

第三條　所長ハ一人奏任トス北海道廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ所中ノ事務ヲ掌理ス

技術官ハ所長ノ指揮監督ヲ承ケ工業ヲ分掌ス

第四條　屬ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務計算ニ從事ス

第五條

○逓信省告示第六十二號

逓信貯金預所ノ名稱ハ郵便貯金預所ト改ム

明治二十年四月一日

○東京府告示第二十七號

東京府及神奈川栃木群馬茨城埼玉千葉長野福島山梨ノ九縣聯合シテ別冊規則ニ依リ本年十月一日ヨリ同三十日マテ神奈川縣下南多摩郡八王子驛ニ於テ蠶絲織物共進會ヲ開設ス（別冊ハ郡區役所ニ備置ク）

明治二十年四月一日　東京府知事高崎五六

○西郷海軍大臣の一行は去月二十九日伊國羅馬へ到着せり

○軍艦發着　清輝艦は仁川港に向ひ去月二十九日釜山浦を抜錨せり

○歐洲戰爭の數及其原因　第十七世紀以降（原文ニハ第十六世紀以降トアレ共三十四月香港デイリープレツスニ第十七世紀以降即歐洲ニ於テ百八十六年間ニ亘ルトアルニ據レハ第十七世紀ノ誤ナルヘシ）歐洲に起りたる戰爭の數は都合二百八十八回ゑして即ち之と其原因に就きて區別もきは四十四回は土地併吞の目的にして、二十二回は軍費金拂渡の拒絶、二十四回は復讐、八回は國威回復、六回は談判れ破裂、四十一回は襲位權の爭論、三十回ハ同盟國の保護、二十五回は境界地の爭論、五回は商業上の敵意競爭、三十八回は宗教上の戰爭、五十五回は内亂なりとす　（以上本年四月一日官報）

雜報

○兩毛鐵道會社假定欵草案　（去月三十日の續）

第三章　會計

第十五條　本社は毎年一月七月の兩度に於て前六箇月間の出納損益れ精算を株主總會ゑ報告ゑて其承諾を受くべし○第十六條　本社は毎半季に於て總收入金れ中ゑ一切れ經費を引去ゑ其餘金を以て積立金及び配當金及び役員賞與金に充つべし、但し其割合は左の如ゑ

純益金　十五分の一以上　積立金

是れは株高の二割に抵るまでを目的とゑ積立を爲すべゑ尤も此定限に充りるときは衆議を以て增額積立ゑと決すべゑ

差引殘益金の内より資本金高百分れ六　割賦金

是れは拂込資本の額に對ゑ年六分に當る利益を配當するものとす

差引殘益金　十分の四　役員賞與金

同　十分の六　割賦金

是きは前割賦金と共ゑ株主に配當そるもれとす

第十七條　非常の變災ゑて臨時の費用あれば積立金の内を以て之れゑ充つるゑと爲るべしと雖ども通常家屋の營繕線路車輛の修復又ハ一切器具の買入費は都て年々れ諸經費として之れを仕拂ふべゑ○第十八條　役員賞與金は社長以下取締役の相談と以て之を配當そべ兄ものあれども現兄其準率を定むると左れ如ゑ

同　賞與配當總額の十分の二　慰勞臨時賞與金として會社へ預り置くべし

同　十分の八　毎季に配與すべゑ

第十九條　本社の重役は左の如ゑ

一社長一名、一副社長一名（便宜之と置く）、一取締役四名以上六名以下、一支配人一名、一副支配人一名（便宜之を置く）○第二十條　取締役は總會に於て五十株以上れ株主中より投票を以て之れを撰擧そ○第二十一條　社長副社長の任期は一箇年にして取締役其同僚中より互撰す○第二十二條　取締役の任期は二箇年とし年々其半數を撰擧するものとす　但ゑ公撰を以て重任するも妨おし○第二十三條　社長副社長事故ゐりて退職するゑ兄は取締役中より互撰と以て之れを梁ぐ取締役欠員ゐるときは前回撰擧のとゑに取締役たらざりし株主中の投票最多の者より順次之ゑ任ず尤も補欠者は前任者の任期に至りて解任そる者とす○第二十四條　社長と社務の全體を督し本社の役員を進退し支配人以下の當局者をして其責任を盡さしむべし○第二十五條　社長副社長若し事故あるゑ兄は其適任者を取締役中より擧て之に代理せしむべし○第二十六條　取締役は本社れ規則に於く總會の決議を要するの明文ある諸務と議決する者とす○第二十七條　社長及び取締役ハ在任中保證として其株式券狀五十株を本社ゑ預けゑむべし本社は之れと引換に「禁授受」の印章と捺したる預證書と渡すべし○第二十八條　社長副社長には月俸を給し取締役には其出席の日に應ゑ慰勞金を給す、但し其金額は總會ゑ於て之を

本社は社長之を決す○副支配人の俸給は社長之を決す○定欵又は總會の定欵又は總會の社外に對し自己の

○第三十六條　毎年一月總會撰擧す此檢査委員の正確なるゑと總會の報酬と贈くるもれ

か若くは株金三分の請求するゑ兄は之び取締役と除き支時日ハ一週間以前に專任し他の會社へおくるも三日以前に

報知すべし○第三第五章　取締

れゑ之と決するゑ會し又社長の請求

一取締役撰擧社長の提出する

第三十八條　總會の

一社長の提出する

第三十八條　總會の

額に滿たざれゑ議

の時い此限にあら

内に第二回の招集

人員の多少を論せ

請求を以て開きた

きは其議案を廢棄

第三十九條　株主

一投票と有す十一

投票百一株以上は

ものとす○第四十

充つ社長若し事故

て之を撰擧そる

故あるゑ兄は委任

此代人は役員にゐ

第七章　雜則

第四十二條　本社

る重要ある契約書

印を要そ○第四十

し新刻改刻すると

○第四十四條　本

時にても薄冊を閲

は本社株主の協議

上不便あるときい

經て之を各株主ま

を以て決議し記名

○仙臺通信　（三月一

社は昨年地方官制

を命せらゐたる元本

が發起ゑ當地の有志

其後同氏は愛媛縣轉

ゝ述べ職を辭し再び

務も擴張せしゆゑ現

に之委員を撰み改正

ゐ付せ之に直立たる

まで新案廢案とあり

るは本意に非らすと

り社員の退社するも

困難あるべしとの世

んか實に惜むべき事

路は山形、秋田を經

見の如く岩手縣を經

秋田、青森、岩手れ各